**水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の**

**一部改正案の骨子に対する御意見をお寄せください。**

　現在、国において、水質汚濁防止法に基づく特定事業場からの六価クロム化合物の排水基準等を強化するための省令等改正手続が進められていることから、これを踏まえて、府独自の排水基準等を規定する「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例施行規則」の一部改正を検討しています。

　この度、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子を取りまとめましたので、府民の皆様からの御意見や御提案を募集します。

　お寄せいただいた御意見等につきましては、これに対する京都府の考え方を整理した上で公表することとしています。

　なお、個々の御意見への直接の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

|  |
| --- |
| １　募集期間  　 令和５年12月20日（水）から令和６年１月10日（水）まで（必着）  ２　御意見等の提出方法  ・　郵便、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で「京都府総合政策環境部環境管理課」宛てにお送りください。（様式は自由です。）  　 ・　提出された御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支　　 えなければ、氏名、住所及び電話番号も御記入願います。(提出された方への問合せのみに使用し、公表はいたしません。)  　 ・　なお、恐れ入りますが、電話による御意見の提出は、御遠慮いただきますようお願いいたします。  　（１）郵送の場合  　　　　〒６０２－８５７０（専用郵便番号のため、住所記載不要）  　　　　京都府総合政策環境部環境管理課  　（２）ファックスの場合  ファックス番号：０７５－４１４－４７０５  　（３）電子メールの場合  　　　　アドレス：[kankyoka@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kankyoka@pref.kyoto.lg.jp)  ３　意見募集案件  　 　水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子  ＊公表資料は、京都府ホームページでも御覧いただけます。  　 　https://www.pref.kyoto.jp/suishitu/news/202312public.html  ４　お問合せ先  　　 京都府総合政策環境部環境管理課  　　 電話番号：０７５－４１４－４７１１ |

■様式は自由ですが、よろしければこの用紙をお使いください。

|  |
| --- |
| 京都府総合政策環境部環境管理課　宛て  ・郵送：〒６０２－８５７０（専用郵便番号のため、住所記載不要）  　　　　　　　　京都府総合政策環境部環境管理課  ・FAX番号：０７５－４１４－４７０５  ・電子メール：[kankyoka@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kankyoka@pref.kyoto.lg.jp) |

**水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案**

**の骨子に対する御意見記入用紙**

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子に対する御意見や御感想、御提案等を自由に御記入ください。なお、電話での御意見の提出等には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

|  |
| --- |
| （　　）ページ、（　　）行目の（　　　　　　　　　　　　　　　　　）について |
|  |

※御意見等の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、住所、氏名及び電話番号を御記入ください。（提出された方への問合せにのみ使用し、公表はいたしません。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 | | |
| 氏名 |  | 電話番号 |  |

　※募集期間：令和５年12月20日（水）から令和６年１月10日（水）まで（必着）